



長野県報

6月5日(木)
平成15年
(2003年)
第1462号

目次

告示

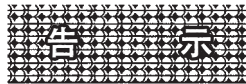
ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱の一部改正(公害課・環境自然保護課・農業技術課).....	1
森林造成事業補助金交付要綱の一部改正(森林保全課).....	2
道路の区域変更(道路維持課).....	3
道路の供用開始(道路維持課).....	3
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程の一部改正(高校教育課).....	3

公告

落札者の決定(情報政策課).....	3
随意契約の相手方の決定(情報政策課).....	4
争議行為の公表(2件)(労政課).....	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	4
一般競争入札(8件)(産業技術課).....	5
土地改良事業計画の縦覧(土地改良課).....	12
土地改良事業の工事の完了(土地改良課).....	12
土地改良区の定款変更の認可(土地改良課).....	12
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課).....	12
落札者の決定(下水道課).....	13
一般競争入札(教学指導課).....	13

正誤

正誤(産業振興課).....	14
----------------	----



長野県告示第304号

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱(平成元年長野県告示第93号)の一部を次のように改正します。
平成15年6月5日

長野県知事 田中康夫

第3条中「販売業者」を「販売者」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし第9条から第11条までを1条ずつ繰り上げ、第10条の次に次の1条を加える。

(防除等の委託)

第11条 事業者は、防除等を委託した場合には、前条第2項の規定を防除等を受託した者に遵守させるものとする。

第12条第2項及び第14条第3項中「保健所の長」を「地方事務所(市にあってはその市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所)の長」に改める。

第17条第1項第2号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

公害課
環境自然保護課
農業技術課

長野県告示第305号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年6月5日

長野県知事 田中 康夫

第3第1項第1号中「。第3号において同じ」及び「であつて、その面積が1事業年度の1施行地について1ヘクタール以上にわたる場合」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表の森林環境保全整備事業の項中「10分の8」を「10分の7」に改め、同表中

県単造林事業	2 間伐対策事業 (1) 市町村が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業（これに伴う作業路の開設事業を含む。(2)において同じ。）のうち市町村が当該事業に係る経費の全額を負担して行うものに要する経費（市町村有林に係る経費は除く。） (2) 財産区、森林所有者、森林組合、生産森林組合又は森林整備法人が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の6以上の補助率で補助するに要する経費	10分の3以内 10分の5以内。ただし、間伐対策事業に要する経費の10分の3を限度とする。	を
	3 森林所有者施業実行奨励事業 森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費 (1) 間伐事業 (2) 枝打ち事業 (3) 無立木地造林事業	10分の4以内。ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内	
公益森林機能増進パイロット事業	市町村、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者、森林組合、生産森林組合、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又はPFI事業者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 計画調査事業 (2) 間伐事業 (3) 除・間伐事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。	
森林管理条件整備事業	市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う森林管理条件整備活動事業に要する経費	10分の5以内	

県単造林事業	2 間伐対策事業 (1) 市町村が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業（これに伴う作業路の開設事業を含む。(2)において同じ。）のうち市町村が当該事業に係る経費の全額を負担して行うものに要する経費（市町村有林に係る経費は除く。） (2) 財産区、森林所有者、森林組合、生産森林組合又は森林整備法人が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費に対して、市町村が10分の6以上の補助率で補助するに要する経費	10分の3以内 10分の5以内。ただし、間伐対策事業に要する経費の10分の3を限度とする。	に改める。
	里山整備 実行支援 対策事業	森林管理 条件整備 事業	
	森林所有 者施業実 行奨励事 業	森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する査定経費 (1) 間伐事業 (2) 枝打ち事業 (3) 無立木地造林事業	10分の4以内。ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内
	集落で支 える里山 整備支援 事業	1 地域共同管理支援事業 森林所有者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う間伐事業に要する査定経費	10分の4以内。ただし、高度公益機能森林における間伐等にあつては、10分の4.5以内
		2 歩道整備事業 別に定めるところにより知事が適当と認める者が行う歩道整備事業に要する査定経費	10分の4以内
		3 つる切り事業 別に定めるところにより知事が適当と認める者が行うつる切り事業に要する経費	10分の3以内

公益森林機能増進パイロット事業

市町村、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者、森林組合、生産森林組合、市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者又はPFI事業者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費
(1) 計画調査事業
(2) 間伐事業
(3) 除・間伐事業

10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度とする。

森林保全課

長野県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年6月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 158号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南安曇郡安曇村島々742番の2地先から 南安曇郡安曇村島々706番の4地先まで	旧	6.5~10.0 m	0.5172 km
同 上	新	6.5~10.0	0.5172
		8.0~26.7	0.4217

道路維持課

長野県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年6月20日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 158号
- 2 供用を開始する区間
(延長 421.7メートル)
南安曇郡安曇村島々742番の2地先から
南安曇郡安曇村島々706番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成15年6月12日

道路維持課

長野県教育委員会教育長告示第3号

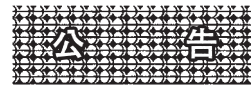
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程（昭和49年長野県教育委員会教育長告示第7号）の一部を次のように改正します。

平成15年6月5日

長野県教育委員会教育長 瀬良和征

第2条第3号中「283万円」を「282万円」に、「196パーセント」を「195パーセント」に改める。

高校教育課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年6月5日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機のデータ入力業務 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
ア 名称 長野県企画局情報政策課
イ 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- (3) 落札者を決定した日
平成15年3月28日
- (4) 落札者の名称及び所在地
ア 名称 株式会社電算
イ 所在地 長野市県町451番地
- (5) 落札金額
入力データ1文字につき次に掲げる金額
ア 数字 0.33円×1.05
イ 英字 0.43円×1.05
ウ カナ文字 0.53円×1.05
エ 漢字 1.29円×1.05
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 一般競争入札の公告を行った日
平成15年2月6日
- 2 (1) 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機操作業務 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地